

政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）

1. 日程等

1. 日程

平成 21 年 6 月 9 日（火）～14 日（日）

2. 出張者

井堀 利宏 委員
中里 実 特別委員

3. 訪問先

【アメリカ】 合同租税委員会、下院歳入委員会、上院財政委員会、社会保障庁、
内国歳入庁、財務省、議会予算局、ブルッキングス研究所
【カナダ】 財務省、歳入庁

2. 調査概要

以下は、今回の調査で主に聴取した、近年の税制改正の概要、税制を活用した給付措置、納税者番号制度等について、その概要をまとめたものである。

（1）経済危機への対応と近年における税制改革

今回調査を行った 2 か国では、税制調査会における今後の審議の参考となるであろう様々な税制改革が実施・検討されている。今回の北米諸国の調査では、今後の税制改革の方向性や近時の経済危機への対応等について聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【アメリカ】

＜大統領予算教書において提案された今後の税制改正の方向性の概要＞

- ・ 2009 年 2 月に発表された大統領予算教書においては、その直前に成立した米国再生・再投資法の下で 2010 年までの 2 年間の時限措置として実施されている勤労世帯向け定額型の所得税減税等を 2011 年以降も継続することや、研究開発に係る税額控除の継続を実施すること等が提案されている（10 年間で 9,400 億ドルの減収）。
- ・ また、2011 年以降に高所得者を対象とした所得税増税や国際課税の強化等を行うとともに、2012 年よりキャップ・アンド・トレード制度の下で二酸化炭素排出枠を売却することが提案されている（10 年間で 1 兆 6,360 億ドルの増収）。
- ・ さらに、ヘルスケア改革に最低限必要な財源（10 年間で 6,340 億ドル）を確保するため、ヘルスケアの効率改善による歳出削減や、高所得者を対象とした更なる所得税増税（2011 年以降で 3,180 億ドルの増収）が提案されている。
- ・ こうした税制面等の取組や歳出削減により、景気回復を前提として、オバマ政権 1

期目の任期終了（2013年1月）までに、ブッシュ政権から引き継いだ財政赤字（1.3兆ドル）を半減させることとしている。

- 大統領予算教書において提案されている勤労世帯向け定額型の所得税減税の継続については、議会は景気対策の一環として実施されている減税措置を景気回復後も継続することについては、慎重な議論が必要であるという主張等から現在のところ反対している。また、その財源として、キャップ・アンド・トレード制度の下で二酸化炭素排出枠を企業に売却し、その売却収入を充てることが提案されているが、こうした企業負担は最終的には価格にも反映され、消費者（国民）に転嫁されることとなるため、実質的には消費者の負担増になる。
- 国際課税の強化に関し、海外投資に係る費用（支払利子等）の損金算入制限が提案されているが、多国籍企業や議会の反応が芳しくなく、実際に税制改正が行われるかどうかについては予断を許さない状況であるとの指摘があった。他方、タックス・ヘイブンを利用した租税回避に対する取組については、議会等において、特段の異論は出ていないとのことであった。
- 国際課税の強化による増収を財源として法人税の税率引下げを行うことが検討される可能性があるものの、法人税率の引下げには巨額の財源を要する一方でオバマ政権にとって法人税改革の優先順位は高くないため、実現は難しいのではないかと、との見方がある。
- 財政赤字の削減に向けた取組については、アメリカは豊かな国であり、租税負担率も他の先進国に比べて低いことから、財政赤字の問題は早晚解決できるとの見方がある一方で、良好な経済状況が見込まれる2015年以降においても、公債の利払い費の増加等のため、財政赤字の拡大が予想されるとの見方もある。

【カナダ】

＜今般の経済危機への対応と今後の税制改正の方向性＞

- ・ 今般の経済危機を受けて2009年1月に発表されたバジェットにおいては、基礎控除等の増額や就労所得手当の拡充等による所得税減税や、特別償却の延長等による法人税減税が発表された（6年間で総額218億カナダドルの減収）。
- ・ 景気後退や経済対策の実施により、財政収支は大幅な赤字に転落し、黒字化するのは2013年度になる見通しとなっている。
- ・ 中長期的な税制改正の方向性としては、連邦と各州の協力により、連邦と州の法人表面税率の合計を25%まで引き下げることや、独自の小売上税を課している州に対して調和付加価値税（HST）への切替えを奨励することが、課題となっている。

- 1990年代には先進国中、イタリアに次いで高かった債務残高の対GDP比（連邦と州の合計）は、歳出抑制の取組等が効を奏して大幅に減少。連邦政府の債務残高については、1996年度の5,629億カナダドル（対GDP比67.3%）から、2007年度の4,576億カナダドル（対GDP比29.8%）まで減少した。
- 2006年1月に成立した保守党政権においては、法人税の引下げ、熟練労働者を国内に引き留めるための所得税減税の継続、低・中所得者の社会保障依存からの脱却を支援するため

の就労所得手当の導入、投資減税等を実施した。

- また、今般の経済危機を受けて 2009 年 1 月に発表されたバジェットにおいては、2 年間で総額 516 億カナダドル（州による共同実施分を含む。対 GDP 比 3.2%）の経済刺激策が提案されている。税制面では、基礎控除等の増額や就労所得手当の拡充等による所得税減税や、特別償却の延長等による法人税減税が発表されており、2008 年度以降の 6 年間で総額 218 億カナダドルの減収が見込まれている。
- 2006 年以降に行われた減税措置（2009 年のバジェットにおいて発表された減税措置を含む）による減収額は、2008 年度以降の 6 年間で総額 2,200 億カナダドルに達する見込みとなっており、財政収支は大幅な赤字に転落し、黒字化するのには 2013 年度になると予測されている。カナダ政府は、1990 年代に国債の格下げリスクにさらされた経験を踏まえ、中長期的な財政の健全性の確保を目的として、景気後退期に累積する債務を景気回復後に返済していくことを約束している。
- 中長期的な税制改正の方向性としては、連邦と州の法人表面税率の合計を 25%まで引き下げることや、独自の小売上税を課している州に対して調和付加価値税 (Harmonized Sales Tax: HST 連邦が一元的に賦課・徴収し、税収を分配) への切替えを奨励することが課題となっているが、いずれについても、連邦政府と各州の政府が協調していくことが必要であるとの意見があった。

（2）税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除」等）

今回調査した 2 か国で行われている税制を活用した給付措置は、今後、平成 21 年度税制改正法附則において検討することとされた「給付付き税額控除」について税制調査会が議論するにあたって参考となるものと考えられる。今回の調査で聴取した内容を要約すれば、以下のとおりである。

【アメリカ】

＜アメリカにおける勤労所得税額控除・児童税額控除の概要＞

- ・ 1970 年代以降に、低所得者の社会保障税の負担増の軽減や、中所得者の子育て支援を目的として導入され、原則として、所得税の確定申告に際して、税額から控除し、控除しきれない部分は給付している（年 1 回）。
- ・ 内国歳入庁においては、社会保障番号 (SSN) を通じた所得情報のマッチング等を行っているが、適用要件が複雑であり、なお確認できない情報がある等のため発生している過誤支給・不正受給（支給額の 23-28%）について給付前の段階で防止すること等が課題とされている。

- 勤労所得税額控除及び児童税額控除の費用は、それぞれ約 440 億ドル、約 480 億ドル、適用件数はそれぞれ約 2,300 万件、約 3,200 万件であり、平均受益額はそれぞれ約 2,000 ドル、約 1,500 ドルとなっている（いずれも 2006 年度）。過誤支給・不正受給は、主に低所得者を対象に小切手を支給している勤労所得税額控除について問題となっており、内国歳入庁では支給額の 23-28%と推計している。また、勤労所得税額控除の受給資格のある者

のうち、4人に1人が申請しておらず、未受給者対策も課題となっている。

- 勤労所得税額控除は 1975 年に導入されたが、これは、1970 年代のスタグフレーションの下で、公的年金制度の財源を確保するための社会保障税の引上げが低所得者に与える影響を軽減するとともに、就労よりも社会保障給付の方が経済的受益が大きい当時の状況を踏まえ、低所得者に就労インセンティブを付与することによって、社会保障制度への依存からの脱却を促進することを目的としたものであった。
- 1998 年に導入された児童税額控除は、主に中所得者の子育て支援を目的としており、一定の所得（2009 年度においては 12,550 ドル）以上がないと適用されなかったが、オバマ政権の下で 2009 年 2 月に成立した米国再生・再投資法により、2 年間の時限措置として適用対象が拡大され、所得が 3,000 ドル以上の低所得者についても対象となった。
- 勤労所得税額控除や児童税額控除は、近年拡充されているが、これは、減税という名目で給付を拡大できるため、大きな政府を敬遠する有権者にも受け入れられやすいことや、適用にあたって就労することが要件となっているために、社会保障給付の受給時のようにスティグマ（恥辱）を受給者に感じさせないことが理由として指摘されている。
- 勤労所得税額控除については、所得や家族構成に応じて受給額が決定され、また適用にあたっての審査事務がほぼ自動化されているため、誤った情報に基づいた申告による過誤支給・不正受給が発生している。低所得者の場合には過誤支給・不正受給による給付額のほとんどを即座に費消してしまう上、一件あたりの金額が少額であり、税務調査による事後的な是正になじまない。このため、過誤支給・不正受給の防止は、給付前の段階で行うことが重要な課題となっている。
- 確定申告後、8-10 日以内に小切手を送付しているため、過誤支給・不正受給を防止するためには短時間のうちに申請内容の確認を行う必要があり、内国歳入庁は、雇用主や金融機関から、給与、利子、配当等の申請者の所得情報を入手し、社会保障番号(Social Security Number: SSN)を通じて、申請者の確定申告情報とのマッチングを行っている。また、家族情報のうち、申請者と子供の親子関係等については、保健福祉省のデータベースを通じて確認を行っている。
- しかし、すべての情報について給付前に捕捉できるわけではなく、とりわけ自営業者の事業所得を完全に把握することは不可能である。また、家族構成にかかる適用要件のうち、婚姻、子供との同居、子供の就学等の要件については、必ずしも給付前に確認できるわけではない。
- 勤労所得税額控除の適用要件は複雑であり、約 7 割の件数については、有料の代行業者を通じて申請されているところ、近年、一部の代行業者による組織的な不正が明らかとなり、代行業者に対する教育プログラムや、罰則の適用により対応している他、代行業者に対する免許・登録制の導入の是非等が議論されている。

(注) アメリカにおいては、納税申告書の作成や納税相談等については、原則として誰でもこれを行うことが可能とされており、弁護士・公認会計士・登録代理人のような有

資格者のほか、無資格者もこれを行うことができる。

- 執行機関について、内国歳入庁が勤労所得税額控除や児童税額控除の執行を担当しているのは、勤労所得税額控除の導入目的が低所得者の社会保障税の負担増の軽減にあったことや、大多数の国民が対象となっている確定申告手続きを活用することが効率的であると考えられていることによる。

【カナダ】

＜カナダにおける GST クレジット、児童手当、就労所得手当の概要＞

- ・ 1990年代以降に、GST（付加価値税）導入の際の低・中所得者の負担軽減（GST クレジット）や、子育て支援（児童手当（CCTB））、低所得者に対する就労インセンティブの付与（就労所得手当（WITB））を目的として導入。
- ・ GST クレジット、児童手当及び一部の就労所得手当は、支払税額からの控除ではなく、全額を給付する方式であり実質的には歳出プログラムである。GST 導入による低・中所得者の負担軽減という目的の他、全国一律の社会保障制度として連邦所得税法上の給付措置として導入された経緯、連邦が州の税務行政の一部を代行していること等から、歳入庁が執行を担当している。
- ・ GST クレジットや児童手当については、基本的に定額で給付する等、簡素な制度設計となっており、また所得制限についても確定申告時と給付時期との間に所得情報等を確認するための十分な時間を確保できるため、過誤支給・不正受給について現時点では大きな問題は把握されていない。なお、過誤支給や不正受給を防止する上で、社会保険番号（SIN）や被扶養者番号（DIN）も利用されている。

- GST クレジット（Goods and Services Tax Credit）、児童手当（Canada Child Tax Benefit: CCTB）は、それぞれ約 36 億カナダドル、約 95 億カナダドル、適用件数はそれぞれ約 3,500 万件、約 3,400 万件であり、平均受益額はそれぞれ約 100 カナダドル、約 280 カナダドルとなっている（いずれも 2008 年度）。
- GST クレジットは、1991 年に、連邦政府が製造者売上税を廃止して GST（付加価値税）を導入した際に、低・中所得者の負担を軽減することを目的として導入された。同時に、低所得者向けの生活保護制度を、連邦政府の手によって全国一律の制度として改革するという意図もあった。
- 現行の児童手当（CCTB）は、1993 年に、子供の貧困の解決や中所得者の子育て支援を目的として導入された。旧児童手当は生活保護の一部として位置づけられ、州によって制度のバラツキがあった他、生活保護から脱却すると児童手当も受給できなくなり、就労意欲を阻害するという問題が存在していた。そのため、低所得者支援部分は州の制度として運営する一方、子育て支援部分については連邦による全国一律の制度として組み直された。
- 就労所得手当（Working Income Tax Benefit: WITB）は、2007 年に、低所得者に就労インセンティブを付与することを目的として、全国一律の制度として導入された。但し、州政府は、州の低所得者支援制度との整合性を確保するために、就労所得手当の受給要件を変更することができる。

- カナダにおいては、GST クレジットや児童手当等の給付制度において、過誤支給・不正受給はさほど問題となっておらず（導入したばかりの就労所得手当については不明）、給付を行ったもののうち 98%は適正な給付であったと報告されている。この実績が達成できているのは、GST クレジット及び児童手当は、低所得者については、原則として、受給額が所得の多寡によらず定額であるといった簡素な制度設計となっていることや、確定申告時期と給付時期との間に所得情報等を確認するための十分な時間を確保できること等によるのではないかとのことであった。
- GST クレジット等の適切な執行を確保する上で、納税者の所得情報を確認する手段として、社会保険番号（Social Insurance Number : SIN）が利用されている。例えば、GST クレジットの申請者の給与所得額については、雇用者から報告された額と本人の自己申告額のマッチングが行われている。また、歳入庁のデータベースにおいて、被扶養者番号（Dependent Identification Number : DIN）を付番することにより、既に申請のあった子供等の被扶養者の情報を管理しており、登録された子供にかかる二重給付を防止している。他方、夫婦の婚姻状態といった世帯の実態については自己申告に依拠しており、実際に確認することは困難である。
- 執行機関について、歳入庁が GST クレジットや児童手当等の執行を担当しているのは、主に、これらの制度は、州ごとにバラツキがある社会保障制度の一部について、全国一律の制度として改革するために導入されたという経緯による。歳入庁の職員数は連邦機関の中でも特に多く（現在、約 4 万人）、州の税務行政の一部も代行している（個人所得税については 12 州、法人税については 11 州、付加価値税については 3 州が、連邦に徴収を委ねている）ほか、所得情報等を把握するために既存のシステムを活用することも可能であるなど、同組織が、GST クレジットや児童手当等の執行を担当する上での重要な条件を満たしていたことも理由の一つである。

（3）納税者番号制度

今回の調査においては、今後の税制調査会における審議の参考とするため、各国の納税者番号制度の概要、導入の背景・目的、番号の利用範囲、個人情報保護等について聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【アメリカ】

<社会保障番号制度の概要>

- ・ 社会保障番号が税務目的でも利用されており、税務行政の適切な執行を確保する観点から、給与所得情報のマッチング等に活用されている。
- ・ プライバシー保護の観点から、社会保障庁が管理する社会保障番号のデータベースへのアクセスについては、原則として認められていない。

- 社会保障番号は、1936 年に、ニューディール政策の下で成立した社会保障法に基づいて導入され、社会保障庁によって付番・管理されている。（アメリカ国民の場合、原則として出生と同時に付番される。）社会保障制度の運用において、納税者の雇用履歴を管理するため

に用いられているほか、1962年からは、利用範囲が税務目的にも拡大され、給与や金融所得等の報告においても用いられている。

- 社会保障庁以外の連邦機関や州政府等は社会保障番号を利用することはできるが、プライバシー保護の観点から、社会保障庁において管理されている本人識別情報（番号とセットで管理されている氏名、両親の氏名及び生年月日）のデータベースにアクセスすることは原則として禁止されている。他の行政機関が本人識別情報を得るためには、厳格な情報開示手続を経る必要がある。民間の機関についても同様に厳格な情報開示手続が必要である。
- 内国歳入庁と社会保障庁の間では、社会保障法や内国歳入法等に基づき、情報交換やコンピューター・マッチングのための覚書を締結しており、厳格に定められた手続に則りプライバシー保護を担保しつつ、情報の種類に応じて様々な頻度で情報交換等を行っている。
- 雇用主は、年に1度、給与支払報告書を社会保障庁に提出する義務がある。社会保障庁は、給与支払報告書に記載された給与所得者の氏名及び社会保障番号の確認作業を行った後、内国歳入庁と共同で、内国歳入庁に提出された雇用主の確定申告書に記載された給与支払総額とのマッチング作業を行っている。その上で、内国歳入庁において、個々の給与所得者の所得情報についてマッチングを行っている。
- プライバシー保護への関心が高まる中、社会保障庁をはじめとする連邦機関は、毎年、議会及び大統領府に対して、プライバシー保護に係る取組に関する報告を行うことが義務づけられている。

【カナダ】

＜社会保険番号制度の概要＞

- ・ 社会保険番号が税務目的でも利用されており、税務行政の適切な執行を確保する観点から、給与所得情報のマッチング等に活用されている。
- ・ プライバシー保護の観点から、人的資源・技能開発省が管理している社会保険番号のデータベースに直接アクセスすることは認められていないため、歳入庁は、人的資源・技能開発省から、社会保険番号に関する情報提供を定期的に受けている。

- 社会保険番号（SIN）は、1964年に導入され、1967年より税務行政の効率化を目的として税務目的でも利用されるようになった。社会保険番号は、人的資源・技能開発省により付番・管理されている。社会保険番号の取得は任意であるが、公教育や社会保障給付を受けの場合や雇用される際等に必要である。（出生時の取得率は約80%。）
- 社会保険番号は、所得税の確定申告の他、雇用主や金融機関からの情報申告において利用されている。歳入庁では、所得情報について、雇用主や金融機関等の源泉徴収義務者からの報告額を、納税者からの自己申告額とマッチングしている。歳入庁は、プライバシー保護の観点から、人的資源・技能開発省が管理している社会保険番号のデータベースに直接アクセスすることは認められていないため、人的資源・技能開発省から、出生等の事由により新たに付番された社会保険番号に係る情報の提供を受けている。

(4) マイクロシミュレーション

今回の調査では、税制改正の影響に関する分析手法についても聴取した。アメリカとカナダにおける調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【アメリカ】

<アメリカにおける影響試算の概要>

- ・ 税制改正にあたっては、税務データ等を利用したマイクロシミュレーションや、個別の調査を活用して、財政に与える影響や所得再分配効果を試算している。

- 税制改正にあたっては、議会予算局において、10年間にわたる財政（税収）への影響を試算している。（大統領予算教書における税制改正の提案については、財務省及び大統領府が影響試算を行っており、これを議会予算局が検証している。）また、必要に応じて、所得階層別、年齢階層別の影響試算を、マイクロシミュレーションを用いて行っている。
- 所得税に関連する措置が税収に与える影響については、約1.3億の確定申告書から15万件（1.3%）を抽出したものをベースとして、確定申告をする必要のない低所得者の情報についてはその他の行政統計のデータによって補い、最新の人口や所得水準に補正した上で、マイクロシミュレーションによる試算を行っている。
- 他方、所得税関連でも住宅投資優遇税制等や、法人税に関する措置（欠損金の繰越期間の延長等を除く）については、マイクロシミュレーションではなく、マクロ経済指標や個別の調査を活用して試算している。
- 民間シンクタンクや大学等も税務データを活用することはできるものの、利用できるデータに一定の制約がある。

【カナダ】

<カナダにおける影響試算の概要>

- ・ 税制改正にあたっては、税務データや家計調査のデータを活用して、マイクロシミュレーション等により、財政に与える影響や所得再分配効果を試算している。

- 税制改正にあたって、財務省において、財政（税収）に与える影響や、所得階層別、年齢別、性別の所得再分配効果を試算し、総理大臣と財務大臣の連名で試算結果を発表している。
- 2009年のバジェットにおける試算にあたっては、所得税については、確定申告のデータベースの2%分を抽出し、最新の人口や所得水準に補正したモデルを構築し分析している。付加価値税については、統計庁が複数の家計調査のデータをもとにモデルを構築し分析している。

- 歳入庁は、プライバシー保護の観点から、個人の税務データを開示することはできないが、その例外として、財務省は、税制改正の影響を試算するために個人の税務データを活用することができる。(シンクタンクや大学等による利用は認められていない。)

3. 聴取内容等

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに【】書きで訪問先を記している。

アメリカ

(1) 今後の税制改正の方向性

(今後の税制改正の見通し)

【財務省】

- ・ 政権が交代し、税制の移行期にあたる現在、税制改正の方向性について見通すのは非常に難しい。

【ブルッキングス研究所】

- ・ オバマ大統領はヘルスケア改革等の税制改革以外の事案への対応を優先しているが、包括的な税制改革を行うには、大統領の強いリーダーシップが必要。

(勤労世帯向け定額型の所得税減税の継続)【上院財政委員会】

- ・ 予算教書で提案されている勤労世帯向けの定額型の所得税減税（2年間の時限措置、景気対策の一環として2009年2月成立の米国再生・再投資法に基づき実施）の継続については、現在のところ、議会は反対している。当該減税措置は、景気対策の一環として実施されているものであるところ、景気回復後も継続して実施するのはいかがなものか。

(二酸化炭素排出枠の売却)【上院財政委員会】

- ・ (勤労世帯向け定額型の所得税減税の継続の財源として) 予算教書で提案されているキャップ・アンド・トレード制度の下での二酸化炭素排出枠の企業への売却による増収策は、最終的には商品価格の上昇を通じて消費者に転嫁されると考えられる。オバマ大統領は、納税者の95%には増税（負担増）をしないと公約しているため、二酸化炭素排出枠の売却を打ち出したのではないか。

(国際課税の強化)

【下院歳入委員会】

- ・ 予算教書で提案されている国際課税の強化に関して、海外投資に係る費用の損金算入制限については、多国籍企業や議会の反応が芳しくない。一方、各国が協調して取り組むべきタックス・ヘイブンの濫用に対する取組みについては、議会等において異論が噴出しているわけではない(not controversial)。

【財務省】

- ・ アメリカにおける国際課税の改正に係る議論において、日本及び英国における海外子会社からの配当の益金不算入に係る税制改正の動きは、大きな影響を与えており、他国における改正の動きを十分参考にする必要がある。

(遺産税の取扱い)【下院歳入委員会】

- ・ 遺産税は、現行、2010年に一時的に廃止されることとなっているところ、予算教書において

は、遺産税を廃止することなく 2009 年の課税水準を保つことが提案されており、今年中に立法措置がとられる見通し。当該措置は、税収の確保が目的であり、遺産税の課税割合が 1% を下回る現状を踏まえている。

(財政赤字の削減に向けた取組)

【ブルッキングス研究所】

- ・ 単年度の財政収支については、財政赤字の削減に取り組んだ場合でさえ、雇用水準の回復が見込まれる 2015 年においても依然として、財政赤字が予想される。良好な経済状況の見込まれる 2015 年以降についても、公債の支払い利子の増加等のため、財政赤字の拡大が予想されるため、金利の上昇が懸念される。
- ・ 増税等の財政赤字の削減に向けた取組を実施するタイミングについては、経済状況の見極めが重要。経済が回復の軌道に乗らない段階で拙速に実施すると経済回復を阻害する一方、財政赤字を放置することは金利の上昇を招き、景気のマイナス要因となる。
- ・ 予算教書において提案されている、(経済回復が見込まれる) 2011 年からの財政赤字削減のための増税措置の実施は難しいのではないかと。設備投資等が振るわず、景気回復は政府支出に頼らざるを得ない状況が今後中期的に続く中で、景気回復の鍵となる政府支出を 2 年後の 2011 年に縮減することは困難であろう。

【下院歳入委員会】

- ・ アメリカは、国債の消化を国外に依存している点に留意が必要であるが、租税負担率が他国より低く、非常に豊かな国であるため、財政赤字の問題は早晚解決できるとも考えられる。

(法人税率の引下げ)

【合同租税委員会、上院財政委員会、財務省】

- ・ 国際課税の強化等による増収を財源とする法人税率の引下げがオバマ政権において検討される可能性があるという。しかし、オバマ政権にとっての法人税改革の優先順位は高くなく、また、法人税率 1% 引下げのためには、100 億ドルの財源が必要とも言われており、法人税率の引下げは難しいのではないかと。
- ・ アメリカの法人税率は引き下げるべきという主張がみられるが、アメリカの法人税の課税ベースは狭く、税率と課税ベースの両方を考慮した実際の法人税負担は、欧州諸国よりも低いと考えられる。
- ・ 法人税の課税ベースを拡大し、税率を下げることで経済成長に資するとの見方もあるが、課税ベースを狭める税制特別措置の中には、経済成長に重要な役割を果たす試験研究費に係る税額控除がある。租税特別措置のスクラップ・ビルドによる課税ベースの拡大を伴う法人税率引下げについては、これらの得失をよく整理した上での議論が必要である。

(税務会計の国際会計基準との調和) 【合同租税委員会】

- ・ 税務会計を国際会計基準に一致させるべきという議論があるが、国際会計基準の自動的受け入れは、国際会計基準の変更に伴って、議会の同意なくして税務会計を変更し法人税負担を大きく変えることにつながるため、政治的に実現困難ではないかと。
- ・ また、金融商品については、政治的な理由から、時価主義に従っているものとそうでないものがあり、中・長期的に整理が必要である。

(大統領経済回復諮問会議における税制改革に係るタスクフォース)

【合同租税委員会】

- ・ 大統領経済回復諮問会議（ボルカー議長）内に設置されている税制改革に係るタスクフォースにおいては、タックス・ギャップの問題や、税制の執行・法令順守のコストを削減するための税制の簡素化（所得控除・税額控除の統廃合）等について議論され、議論の結果をオバマ大統領に報告することとされている。

【ブルッキングス研究所】

- ・ しかし、今のところ、タスクフォースには予算や専従のスタッフがなく、報告内容は、包括的な税制改革の提案とはならず、アイデアを羅列する程度のものであるのではないかと見られる。タスクフォースは、将来の税制改革を見据え、何かしら検討しているという姿勢を外部に示すため設立されたと聞いている。

(付加価値税の逆進性対策) 【合同租税委員会】

- ・ 米国の連邦所得税においては、1986年から2004年までの間、所得から州の売上税の支払額を項目別控除(itemized deduction)として控除することが認められていたところ、控除の対象となる売上税額の計算の際には、領収書を集計して求めた実際の支払額を用いることも、財務省が定めたルール(safe harbor rule)に従って所得の額等に応じた概算額を用いることも、どちらも可能となっていた。仮に、付加価値税の逆進性を緩和するための政策を税制上講じるとしても、複数税率ではなく、所得税法上、付加価値税の負担額を控除することとし、かつ、付加価値税の負担額の計算を簡便な方法で代替できるようにすることも選択肢としてはありえるのではないかと見られる。但し、所得税の課税最低限以下の者にも効果が及ぶようにするためには、やはり給付と組み合わせる必要がある。

(注) 米国の項目別控除は、中・高所得者が基本的には利用し、低・中所得者は概算控除を利用している。

(2) 勤労所得税額控除及び児童税額控除

(導入・拡充の背景) 【合同租税委員会、社会保障庁、内国歳入庁】

- ・ 給付措置の付いた税額控除である勤労所得税額控除、児童税額控除等は、低・中所得者を支援する政策手段として重要な役割を担っている。
- ・ 勤労所得税額控除は1975年に導入されたが、導入目的は以下のとおり。
 - ① 社会保障税には課税最低限が設定されておらず、所得が少しでも発生すれば課税されることを踏まえ、就労している低所得者の社会保障税の負担を軽減
 - ② 就労より社会保障給付の受給の方が経済的受益が大きい当時の状況を踏まえ、低所得者に就労インセンティブを付与し、就労を通じた社会保障制度への依存からの脱却を促進
- ・ 児童税額控除は、中所得者の子育て支援のために1998年に導入された。
- ・ 給付付き税額控除は近年、拡充されているところ、背景は以下のとおり。
 - ① 給付付き税額控除は、減税措置（小さな政府としての政策）という名目で給付措置（大きな政府としての政策）を拡充することが可能なため、小さな政府を志向する有権者の支持を受けやすい
 - ② 勤労所得税額控除や児童税額控除等の受給にあたっては、就労が要件となっているため、社会保障給付の受給時のようなスティグマ（恥辱）を受給者が受けない
- ・ 現在、22の州等において、勤労所得税額控除類似の制度が採用されている。

(執行機関)

【合同租税委員会、社会保障庁、内国歳入庁】

- ・ 給付付き税額控除の執行が内国歳入庁によって担われている主な理由は以下のとおり。
 - ① 導入当初(勤労所得税額控除の導入時)の目的が、社会保障税の負担増を軽減することであった
 - ② 内国歳入庁は、給付付き税額控除を執行する際に必要な所得情報を、雇用者と被雇用者の両方から入手しており、他の政府機関よりも適切な執行が可能。社会保障庁は給付行政を担当しているが、給付付き税額控除の対象となる納税者数は、社会保障庁が所管している様々な社会保障制度の対象者数よりも多く、社会保障庁は給付付き税額控除の執行のために必要な情報(小切手の送付先等)を把握していない。(なお、今年の2月に成立した米国再生・再投資法に基づき、定額型の所得税減税が実施されているところ、社会保障庁からも、社会保障プログラムの対象者に対して、一時金を支給している。)
 - ③ 既存の確定申告手続を利用することで、給付付き税額控除の申請手続を新たに設ける必要がない
- ・ 内国歳入庁にとって、本来の徴税事務とは別に、給付付き税額控除の執行業務に伴う給付事務を行うようになったことは大きな変化であった。現在、勤労所得税額控除専担の部門が設置されており、約30人の政策スタッフと約2,000人の執行スタッフが担当している。また、納税者に対する啓蒙活動や、不正受給防止のためのプログラムのために、1.6億ドルの予算が配分されており、勤労所得税額控除の拡充に伴い、予算は増加傾向にある。

【下院歳入委員会】

- ・ 低所得者に対する給付という社会保障行政の側面をもつ給付付き税額控除の執行においては、内国歳入庁の現場の士気は高くはない(not enthusiastic)。

(過誤支給・不正受給)【合同租税委員会、下院歳入委員会、上院財政委員会、内国歳入庁】

【規模】

- ・ 給付付き税額控除の受給額は、所得や家族構成に応じて決定されるため、当該情報を誤って申請することに起因する過誤支給・不正受給が生じており、個々の事案における過誤支給・不正受給額は少ないが、合計では多額となり、問題となっている。
- ・ 勤労所得税額控除(2006年度の適用件数は約2,300万件、適用額は約440億ドル)に関しては、支給額全体の23-28%が誤った申告情報による支給と内国歳入庁は推計している。

【防止策】

- ・ 内国歳入庁が税務調査により過誤支給・不正受給を把握することは可能であるが、税務調査に要する費用に比べて、一件当たりの過誤支給・不正受給額が小さいため、行政事務として効率的でない。
- ・ また、低所得者への迅速な給付のために確定申告後8~10日後には給付を行っているが、給付後、受給者を実際に見つけ出すことは難しく、さらに、低所得者の場合には受給資金を即座に費消する傾向が強いため、返還を求めることは非常に困難となる。よって、支給前に過誤・不正申告を捕捉し、過誤支給・不正受給を防止することが重要となる。
- ・ 過誤支給・不正受給の防止策として、申請者の所得情報を確認するために、内国歳入庁は、雇用主や金融機関から、給与、利子、配当等の申請者の所得情報を随時入手し、申請者からの自己申告情報とのマッチングを社会保障番号を通じて実施している。
- ・ 納税者番号(社会保障番号)の活用は、給付付き税額控除の適正な執行のためには、非常に重

要である。

- ・ また、勤労所得税額控除や児童税額控除の受給額は子供の数に応じて変わるところ、子供に関する情報は、保健福祉省(HHS)のデータベースである Federal Child Registry を通じて、正誤を確認している。
- ・ すべての過誤支給・不正受給について給付前に捕捉できるわけではなく、例えば、自営業者の事業所得を完全に把握することは不可能である。また、給付付き税額控除の適用要件として、家族構成に係る様々な要件（婚姻状態、子供の年齢、同居、就学等）が定められているが、婚姻状態や同居等に係る要件を満たしているか給付前に確認できていない。
- ・ 勤労所得税額控除については、年間最大 50 万件の事後調査を行っている（適用件数 2300 万件の約 2%）。事後調査の件数は年間 50 万件が上限と定められているところ、低所得者に対する重点的な税務調査の実施は政治的に難しく、低所得者が主な対象となる勤労所得税額控除に係る事後調査をこれ以上増やすことは困難ではないか。
- ・ 勤労所得税額控除に係る不正防止策の一環として、確定申告前に給付を受けることができる事前支払い制度(advance payment option)については、利用件数が多くない一方で不正受給の温床になっていることから、オバマ政権により廃止が提案されている。
- ・ 確定申告の 86%は市販のソフトウェアにより作成されていることを踏まえ、内国歳入庁は、ソフトウェア業者との間で協力関係を築いている。

（代行業者による不正申請）【内国歳入庁】

- ・ 給付付き税額控除の適用要件が複雑であるため、現在、勤労所得税額控除の適用数の約 70% が代行業者を通じて申請されているところ、一部の代行業者が積極的に不正申請を行っていたという問題がある。
- ・ 一部の代行業者による組織的な不正の問題は、給付付き税額控除の導入当初には予測しなかった問題であり、過誤支給や不正受給の問題を調査する中で明らかになった。
- ・ 内国歳入庁では、代行業者を通じた不正受給の件数を減らす取組みとして、代行業者に対する教育プログラム等を実施している。また、同一の代行業者による申告内容の誤りには一定の傾向が見られることが多いため、申告内容を確認するプロセスの中で、当該傾向の把握に注力している。さらに、勤労所得税額控除の適格性の判断に必要な 20 の事項について、代行業者は納税者に質問する義務があり、怠った場合には罰則の対象となる。
- ・ 代行業には、現在、免許は必要ないが、免許・登録制の導入等の規制強化策が検討されている。しかし、代行業者の数が多く、質にもバラつきがあることから、一律に規制するためのルールを作ることは相当難しいのではないか。

（注）アメリカにおいては、納税申告書の作成や納税相談等については、原則として誰でもこれを行うことが可能とされており、弁護士・公認会計士・登録代理人のような有資格者のほか、無資格者もこれを行うことができる。

（未受給者対策）【内国歳入庁】

- ・ 現在、勤労所得税額控除の受給資格のある者のうち、4人に1人が申請しておらず、未受給者対策が課題となっている。
- ・ 申請を行わない背景としては、以下の要因が考えられる。
 - ① 受給要件に関する誤解（子供がいないと受給要件を満たさないという誤解）
 - ② 勤労所得税額控除を受給するためには確定申告が必要なところ、確定申告の必要がないほど所得の低い者は、勤労所得税額控除を受けるためだけにわざわざ確定申告を行わな

い

- ・ 内国歳入庁においては、勤労所得税額控除の受給率を上げるべく、NPO等の低所得者支援団体や地方自治体と協力して啓蒙活動(outreach service)を行っている。地方自治体にとって、受給率の向上は、地域の低所得者が勤労所得税額控除を受給することにより、地域経済の活性化につながるというメリットがある。

(評価、今後の制度変更の方向性)【合同租税委員会、内国歳入庁】

- ・ 給付付き税額控除には、過誤支給・不正受給等の執行面で難しい問題があるが、そのようなコストを勘案してもなお、政策目的に照らしてメリットがあると考えられており、制度を廃止すべきという議論にはなっていない。不正があるからといって直ちに制度自体を廃止すべきということにはならず、制度全体の費用対効果を総合的に勘案する必要がある。
- ・ 勤労所得税額控除の場合、適用にあたっての審査事務がほぼ自動化されているため、執行コストは適用額の1%以下と、非常に低い水準に留まっているが、過誤支給・不正受給の額は全体の23-28%と高くなっている。一方、社会保障給付制度においては、ケースワーカーが個別に適格性を審査しているため、執行コストは高いが、過誤支給・不正受給の割合は低い。
- ・ 勤労所得税額控除の受給額は、所得額や家族構成に応じて決定され、低所得者に勤労インセンティブを付与するように設計されている。また、一定以上の所得がある場合には受給額が逓減する仕組みとなっているが、逓減率が高すぎると、所得税の限界税率との組み合わせにより、逆に負の就労インセンティブを与えてしまう問題が生じうる。そこで、所得制限を設ける際には、勤労所得税額控除の受給額がゆるやかに逓減するように設計されているが、その結果として、制度の本来の対象ではない中所得者までもが勤労所得税額控除を受給することが可能となっている。中所得者層には多くの納税者がいるため、税収が大幅に減ってしまい、勤労所得税額控除の制度としての費用対効果を大きく損なっている。
- ・ 児童税額控除は課税最低限以下の低所得者は対象とはならず、多くの場合には税額控除にとどまり、給付が行われることは多くない。(多くの場合には、「給付付き」税額控除ではない。)このため、児童税額控除については、過誤支給・不正受給のリスクは小さく、勤労所得税額控除の場合と異なり、不正防止にも大規模には取り組んでいない。しかし、2009年2月に成立した米国再生・再投資法において、児童税額控除の適用対象を低所得者に拡大したため、過誤支給・不正受給のリスクが高まることが懸念されている。
- ・ 米国再生・再投資法に基づき、勤労者を対象とした定額型の所得税減税が実施されているところ、本措置は、経済対策としての効果を早期に実現するとの観点から、来年4月の確定申告時に税額を調整するのではなく、本年4月以降の源泉徴収額を減額している。昨年、ブッシュ政権において、所得税の戻し税を小切手で給付したが、今般の定額型の所得税減税においては、内国歳入庁より議会等に対して働きかけ、小切手を配るのではなく、源泉徴収額を調整することとした。これは、確定申告事務を行う繁忙期に小切手を配る事務負担が大きいことを踏まえ、源泉徴収義務者に事務手続を負わせることを目的としたものである。また、今般の定額型の所得税減税は、子供の数に応じて額が変わるわけではないため、勤労税額控除や児童税額控除と比べ、執行コストが低くなっている。
- ・ 給付付き税額控除制度のあり方として、簡素で納税者にとって分かり易く、適格性の確認が容易で執行コストが低い制度が望ましいと考えられる。

(3) 納税者番号制度【社会保障庁】

(制度設計)

- ・ アメリカでは以下の5つの納税者番号があり、このうち社会保障番号(Social Security Number: SSN)は社会保障庁により、残りの番号は内国歳入庁により付番・管理されている。
 - ① 社会保障番号(Social Security Number: SSN) : 個人のための納税者番号
 - ② 雇用者番号(Employer Identification Number: TIN) : 事業者のための認証番号
 - ③ 個人納税者番号(Individual Taxpayer Identification Number: ITIN) : 社会保障番号を得られない個人が税申告等が必要な場合に与えられる番号
 - ④ 養子縁組手続き中の養子のための番号(Taxpayer Identification Number for Pending U.S. Adoptions: ATIN) : 養子縁組手続き中のため社会保障番号を得ることができない養子のために一時的に与えられる番号
 - ⑤ 代行業者番号(Preparer Taxpayer Identification Number: PTIN) : 税務申告代行業者が社会保障番号の代わりに使用することができる番号
- ・ 社会保障番号は最も広く利用されている納税者番号であり、アメリカ市民やアメリカにおける就労が許可されている外国人に対して発行され、社会保障制度の運用目的として雇用履歴の管理、税務目的として給与や金融所得の申告において利用されている。
- ・ 社会保障庁において、氏名、両親の氏名、生年月日の基礎情報を、社会保障番号のデータベースで管理している。家族情報については、両親の氏名を除いて、社会保障番号に係る基礎情報のデータベースでは管理されていない。住所については、年金等の社会保障給付に必要な場合にのみ、社会保障庁において把握されている。当該データベース登録情報の更新は、専ら自己申告に基づいて行われ、更新を怠った場合の罰則の定めはない。

(プライバシー保護)

- ・ 社会保障庁を含む連邦機関は、プライバシー保護法(1974年制定)に基づき、個人情報を記録するシステムの存在の公表義務や個人から提供された情報の管理・保存義務を負い、個別法による授権がなければ、本人の承諾なしに情報を開示することはできない。
- ・ 社会保障庁以外の機関(他の連邦機関や民間機関を含む)は、社会保障番号に係る情報を社会保障庁から得るには、プライバシー保護法に基づく複雑な情報開示手続きを経る必要があり、社会保障番号にかかる基礎情報のデータベースに直接アクセスすることはできない。
- ・ ただし、内国歳入庁については、例外として、社会保障法、内国歳入法、「コンピューター・マッチングとプライバシー保護法」(Computer Matching and Privacy Protection Act)に基づき、社会保障庁との間で情報交換のための覚書や、コンピューター・マッチングのための覚書を締結して、情報交換を行っている。なお、情報交換を行うに際しては、これら根拠法において厳密に定められた手続に則り、内部チェックを何重にも経て、プライバシー保護を担保している。
- ・ 社会保障庁において、プライバシー保護の意識の向上や、プライバシー保護に違反した場合の罰則等の周知のため、職員教育が実施されている。
- ・ プライバシー保護への関心が議会や世論において高まる中、社会保障庁は、政策実行の際にはプライバシー保護のための措置を同時に施しており、議会及び大統領府行政予算管理局に対してプライバシー保護に係る取組みに関して、他の連邦機関と同様、毎年報告することが義務付けられている。
- ・ 米国においてプライバシー保護が重視されている実例としては、テロ対策の一環として行わ

れている、国土安全保障省の被雇用者確認制度 (Employment Eligibility Program: E-Verify Program) の例が挙げられる。同制度においては、雇用主が従業員を雇用するにあたり、従業員の氏名及び生年月日を、社会保障番号と共に、国土安全保障省に対して任意報告しているが、その際に、社会保障庁から国土安全保障省に対して情報提供は行っていない。国土安全保障省に提供された情報は社会保障庁においてマッチングされるが、誤りがある場合には、社会保障庁から国土安全保障省に通報するのではなく、雇用主に連絡を取って正しい情報を国土安全保障省に報告するように促している。このような措置が取られているのは、プライバシー保護の要請に応えたものである。

(社会保障庁及び内国歳入庁によるマッチング)

- ・ 雇用主には、年に1度、1月分から12月分までの支払給与に関する給与支払報告書（申告書 W-2：給与受取者の氏名、社会保障番号、支払い給与額、源泉徴収額等を記載）を翌年の3月31日までに社会保障庁に提出する義務があり、提出期限に遅れた場合や、虚偽申告の場合には、罰則が適用される。
- ・ 社会保障庁は雇用者から提出された支払給与報告書に記載された給与受取者の氏名及び社会保障番号の確認を行っており、記載内容に誤りがある場合には、職権で自ら訂正するのではなく、雇用主に連絡して訂正させる。その後、給与支払報告書は社会保障庁から内国歳入庁に送付され、内国歳入庁にて確定申告書の情報とのマッチングが実施される。
- ・ また、社会保障庁において、支払給与報告書の情報をもとに、雇用主ごとに支払給与の総額が算定され、社会保障庁及び内国歳入庁において、雇用主から内国歳入庁に提出された申告書とのマッチングが共同で実施されている。社会保障庁に報告された支払給与総額の方が小さい場合には社会保障庁が、内国歳入庁に報告された支払給与総額の方が小さい場合には内国歳入庁が、額の不一致について雇用主に説明を求めることとなる。
- ・ 社会保障庁には、給与支払報告書に記載された全ての情報を処理する権限はなく、業務に必要な範囲で、氏名、社会保障番号、給与額等についてのみ記録する権限が与えられている。将来の年金、障害者年金、遺族年金の給付額の計算等に備え、納税者毎の生涯の給与履歴を作成している。

(4) マイクロシミュレーション【議会予算局】

(税制関連措置が税収に与える影響分析)

- ・ 議会予算局は、法案が財政に与える影響の分析を実施しているところ、税制改正関連事項については、主に合同租税委員会から提供されたデータを用いて分析している。分析手法については、財務省を中心に、議会予算局、合同租税委員会、民間シンクタンク (Tax Policy Center) が中心となって発展させてきた。
- ・ 予算教書の発表の後、議会予算局では、発表された個々の措置が財政に与える影響を検証しており、基本的には予算教書で示された試算を受け入れているが、乖離することもある。
- ・ 議会予算局は、法案が家計に与える影響も分析している。一方、法案が地域毎（例：州毎）に与える影響については、要望はあるものの、議会予算局としては、政治的配慮やデータ不足のため、分析していない。
- ・ 税制関連措置が税収に与える影響の分析手法については、分析内容に応じた手法が用いられ

ている。

- ① 所得税関連措置が税収に与える影響については、一般的に、マイクロシミュレーションによって分析されている。マイクロシミュレーションのためのデータベースの作成にあたっては、まず、約 1.3 億の確定申告書のうち、15 万件のサンプルが抽出された上で、確定申告をする必要のない低所得者の情報についてはフードスタンプ等の行政事務における統計データを用いて補われ、さらに、最新の人口や所得水準に補正されている。一部のケース（住宅投資優遇税制の拡充等）においては、マイクロシミュレーションではなく、統計データ等により分析している。
 - ② 法人税関連措置が税収に与える影響については、経済成長見通し等のマクロ指標や個別の調査結果を用いて試算されており、マイクロシミュレーションにより分析されるのは、損失繰り延べ期間の変更等の一部のケースに限られる。
- ・ 動態シミュレーションの場合には、一定の幅をもった分析結果が得られるところ、議会に提出する数字は一つであり、専門家として最善と思われる数字を選び出すことになる。

(税務情報の利用主体)

- ・ 最新の税務データを利用できるのは内国歳入庁の他、財務省、大統領府、議会予算局等のみであり、民間シンクタンクや大学等は数年遅れの一部のデータのみ利用できる。

カナダ

(1) カナダ税制全般【財務省】

(連邦と州の関係)

- ・ カナダは連邦国家であり、税制には連邦と州の関係が反映されている。
- ・ 州の総支出額は連邦の支出額より多く、州は州税及び連邦からの交付金を主たる財源としている。連邦や州における主要な税は、個人所得税、法人税、付加価値税等であり、それぞれの税目について、連邦と州は協定を締結しており、州間でも二重課税を避ける目的のため、協定が結ばれている。
- ・ 州が連邦と共通の課税ベースを用いる場合には、連邦が州税の徴収を無償で代行している。個人所得税については12州、法人税については11州、付加価値税については3州が、連邦に徴収を委ねている。
- ・ 連邦が一元的に賦課・徴収し、税収を分配する調和付加価値税 (Harmonized Sales Tax: HST) については、2010年よりオンタリオ州が州独自の小売上税に替えて採用する予定であるところ、このような連邦と州の税制の調和にあたっては、連邦と各州の双方の利益を図る必要がある。(移行措置として、世帯収入が16万カナダドル以下の夫婦に対して3回(2010年6月、同年12月、2011年6月)の合計で1,000カナダドルを、小規模事業者に対して会計システム等の更新費用の埋め合わせ分として、最大1,000カナダドルを支給予定。)

(財政状況)

- ・ 1990年代には、先進国の中でイタリアに次いで高かった債務残高の対GDP比(連邦と州の合計)は、歳出の伸び率を経済成長率内に抑える等の取組みが功を奏し、大きく減少した。連邦の債務残高については、1996年度5,629億カナダドル(対GDP比67.3%)から2006年度4,576億カナダドル(対GDP比29.8%)まで減少した。
- ・ 今後、経済対策の実施により財政収支は大幅な赤字に転落。政府見通しでは、黒字化は2013年度。
- ・ カナダ政府は、1990年代に国債の格下げリスクにさらされた苦い経験を踏まえ、中長期的な財政の健全性の確保を目的として、景気後退期に累積する債務を景気回復後に返済していくことを約束している。
- ・ カナダは、G7諸国の中で債務残高の対GDP比が最も低く、景気後退が中長期的に財政に与える影響は比較的小さいと考えられる。

(最近の税制改正と今後の税制改正の方向性)

- ・ 2006年1月に13年ぶりに成立した保守党政権のもと、好調なカナダ経済を背景に、“Advantage Canada 2006”(2006年11月に財務省より発表された中長期的な経済・財政の運営方針)や2007年のバジェットに基づき、法人税の引下げ、熟練労働者を国内に引き留めるための所得税減税の継続、投資減税等を実施した。また、一部の州と協力して、州税である資本税の引下げを促進(2011年までに資本税を撤廃する州に対して、逸失税収の17%を連邦が補填)。
- ・ 2009年バジェットにおいては、家計支援、住宅建設促進、公共投資の前倒し実施等の、2年間で総額516億カナダドル(州による共同実施分を含む。対GDP比3.2%)の景気刺激策が打ち出されている。このうち税制面では、基礎控除等の増額やブラケットの変更、就労所得手当等の拡充、特別償却の延長等が提案されている(6年間で218億カナダドルの減収)。

- ・ 今後の税制改正の方向性としては、
 - ① 連邦と州の協力のもと、連邦と州の法人表面税率の合計を 25%（うち連邦：15%、州：10%）にまで引下げること
 - ② 州の付加価値税・小売売上税を連邦の付加価値税と調和させること（独自の小売売上税を課している州に対して、調和付加価値税への切替えを奨励）が課題となっている。

（２）GST クレジット及び児童手当、就労所得手当【財務省、歳入庁】

（導入の背景）

- ・ 税制を活用した給付措置の導入に際しては、様々な歴史的背景があるが、州が運営している社会保障制度を、連邦が改革するという意図もあった。
- ・ GST クレジット (Goods and Services Tax Credit) は、連邦が 1991 年に製造者売上税を廃止して GST (Goods and Services Tax : 付加価値税) を導入した際に、逆進性緩和のために導入された。同時に、低所得者向けの生活保護制度を、連邦政府の手によって全国一律の制度として改革することを意図していた。単身者については就労インセンティブが付与されている。
- ・ 現行の児童手当 (Canada Child Tax Benefit: CCTB) は、中所得者の子育て支援や低所得者層の「子供の貧困」対策のため、実質的には歳出プログラムであるが、税制上の給付措置として 1993 年に導入された。導入前は、子育て支援や低所得者支援のための施策が州レベルで運営されていたが、州ごとの制度のバラツキのほか、受給要件が甘く、就労意欲の阻害という問題があった。児童手当は累次の改正を経ているが、要すれば、従来の給付制度のうち、低所得者支援部分は部分的に州に残され、子育て支援部分は全国で統一的な制度に組み替えるために州から連邦に移管され、児童手当として組み直された。
- ・ 就労所得手当 (Working Income Tax Benefit: WITB) は、低所得者の就労を促進するため、2007 年に導入された。同手当は、確定申告された所得に応じて受益額が決まり、まずその年の所得税額から控除され、引ききれない部分が給付される。ただし、翌年に認められることが見込まれる受益額の一定部分については、所得税額に関わらず事前に給付を受けられる。全国単一の制度であるが、州は、州独自の低所得者支援制度との整合性確保のため、受給要件の変更が認められている。

（財源）

- ・ GST クレジットについては、製造者売上税を廃止して GST 導入の際に、GST クレジットとあわせて、全体として税収中立となるよう設計された。
- ・ 児童手当及び就労所得手当については、この 10 年間、財政状況が良好であったため、税収の自然増により財源を確保することが可能であった。

（執行機関）

- ・ GST クレジット等の税制を活用した給付措置は、州ごとに運営されている社会保障制度の一部を連邦が統一的に担うことが導入時に企図されており、受給額が課税所得の額等に応じて決まることから、州ではなく連邦の税務当局である歳入庁が執行機関となっている。
- ・ 社会保障給付については、それぞれの州が執行しており、当該社会保障給付の支給の可否は、就労可能性等の税に関係がない事項についても考慮して決定されるため、税務当局による執

行には馴染まない。

- ・ GST クレジット導入時には、(給付を行う仕組みは GST クレジット導入以前からカナダで導入されており、) カナダ国内全体を対象とした給付業務を可能とする信頼性の高いシステムが歳入庁に既に存在していたため、GST クレジットの効率的な執行業務を遂行する機関として歳入庁は適当であった。また、GST クレジット導入時に、給付制度の担当部局が既に存在していたため、GST クレジットの担当部局は新設されていない。

(過誤支給・不正受給)

- ・ GST クレジットや児童手当等の給付制度において、過誤支給・不正受給はさほど問題となっておらず(導入したばかりの就労所得手当については不明)、給付を行ったもののうち 98%は適正な給付であったと報告されている。この実績が達成できているのは、GST クレジット及び児童手当は、低所得者については原則として定額であり、不正受給の恐れがないこと、高所得者については所得制限があるが、高所得者にとって受給額は少額なため不正受給のインセンティブが小さいこと、また、確定申告時期と給付時期との間に所得情報等を確認するための十分な時間を確保できること等によるのではないかと考えられる。
- ・ 所得情報については、源泉徴収を実施する雇用者からの報告額と納税者からの自己申告額を社会保険番号(Social Insurance Number : SIN)を通じてマッチングしている。
- ・ 子供を含めた被扶養者の情報の確認手続きとしては、全ての子供に社会保険番号が付番されているわけではないこともあり、給付金の申請時に子供の社会保険番号を申告する必要はなく、歳入庁において被扶養者に被扶養者番号(Dependent Identification Number : DIN)を付番することにより、既に申請のあった子供等の被扶養者の情報を管理し、登録された子供に対する重複適用の防止を図っている。
- ・ 夫婦の婚姻状態といった世帯の実態は、納税者からの自己申告に依拠しており、確認は困難。
- ・ (代行業者等による)組織的な不正の有無については、現在確認できていない。

(3) 納税者番号制度【歳入庁】

(制度設計)

- ・ 社会保険番号は 1964 年に導入され、1967 年より税務行政の効率化のため、税務目的でも利用されるようになった。社会保険番号は、人的資源・技能開発省により付番・管理されている。個人事業主を含む事業者には、歳入庁により事業番号(Business Number)が付番されている。
- ・ 社会保険番号は、所得税の確定申告の他、雇用主や金融機関からの情報申告においても利用されている。
- ・ 社会保険番号の取得は任意であるが、公教育サービスや社会保障給付を受ける場合や雇用される際に必要となる。銀行口座等の開設に際しては、社会保険番号を金融機関に通知する必要がある。

(プライバシー保護)

- ・ 連邦機関による保有情報の開示はプライバシー法(Privacy Act)によって制限されており、個別法または本人の同意によって、保有情報の開示・交換が認められている。歳入庁が人的資源・技能開発省のデータベースに直接アクセスすることはできない。
- ・ 歳入庁は、他の機関と情報の交換を行う際には、プライバシー保護の観点から、リスク分析

を実施している。

- ・ 個人情報は一元的に管理されるのではなく、それぞれ所管省庁が管理し必要に応じて情報交換を行う Federal Identity Management モデルが採用されている。それぞれの機関が保有するデータの情報交換においては、個別法による授権に基づく適正な手続きが必要となり、コストはかかるが、当該情報に係るプライバシー保護の確保が図られている。また、一つのデータベースの不具合による業務停滞の範囲を限定することもできる。

(情報交換・マッチング)

- ・ 人的資源・技能開発省から歳入庁に対して、出生時等に新たに付番された社会保険番号に係るデータが毎週提供されている。
- ・ 歳入庁から社会保障給付担当部局に税務データが提供されているが、所得額等の納税者に係る個々の税務情報の開示については、所得税法によって禁止されており、納税者の所得額の範囲等の限られた税務データのみ提供されている。
- ・ 納税者の給与所得額については、源泉徴収を実施する雇用者からの報告額と納税者からの自己申告額を社会保険番号を通じて歳入庁においてマッチングされている。また、金融所得についても同様に、金融機関からの報告額と納税者からの自己申告額を社会保険番号を通じて歳入庁においてマッチングされている。

(4) マイクロシミュレーション【財務省】

(税制関連措置が税収に与える影響分析)

- ・ 所得税については、マイクロシミュレーションにより分析しており、マイクロシミュレーションのためのデータベースの作成にあたっては、確定申告書に係る歳入庁のデータベースから2%相当分が抽出されている。
- ・ 付加価値税については、統計庁の社会政策シミュレーション・データベース・モデル(Social Policy Simulation Database Model: SPSDM)により分析しており、当該モデルは複数の家計調査のデータによって構築されている。
- ・ 所得税と付加価値税にまたがる税制改正が家計に与える影響の分析の際には、個人所得税と付加価値税それぞれの分析の際に利用されるモデルが、一定の手続により統合されている。
- ・ 法人税については、税務情報をもとにしたマイクロシミュレーションにより分析している。
- ・ 2009年バジェットによる税制改正の効果の試算においては、2006年のマイクロシミュレーションのモデルを基礎として、2006年以降の人口や収入の伸び率を加味したモデルを作成している。そして、財政に与える影響や、所得階級別、年齢別、性別の所得再分配効果を計算し、総理大臣と財務大臣の連名で試算結果を発表している。租税特別措置についても試算を行っている。

(税務情報の利用主体)

- ・ 集計された税務情報については、統計作成のために統計庁に提供されているが、納税者に係る個々の税務情報については、所得税法に基づき、開示は認められておらず、シンクタンクや大学等による税務データの利用も認められていない。その例外として、財務省は、税制改正の影響を試算するために、税務データを活用できる。

(以上)